

## 水道管の凍結にご注意を！

問い合わせ先 役場上下水道課 ☎963-1736（直）

寒い日が続くと水道管が凍り、破裂することがあります。水道管が凍結しないように対策をしましょう。

### 【凍結しやすい水道管】

屋外で露出している水道管（特に北向きで風あたりが強く日陰にある水道管）

### 【凍結防止の方法】

#### ○水道管露出部

水道管の露出部を古いタオルや布などの保温材で覆って、上からビニールテープなどで締め付けましょう。

#### ○メーターボックス内

メーターボックス内に保温材（タオルや新聞紙など）を敷き詰めましょう。保温材はビニール袋に入れて濡れないようにしましょう。また、段ボールを蓋の上に敷くのも効果的です。

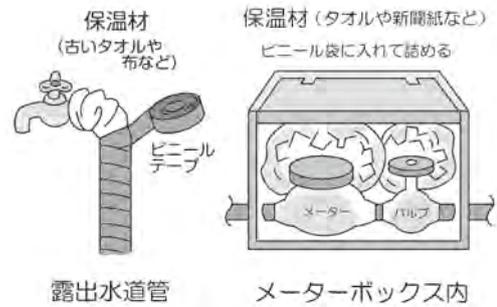
### 【水道管が凍ったときは】

自然に溶けるのを待つか、タオルや布をかぶせた上から、ぬるま湯をゆっくりまんべんなくかけながら溶かしてください。急に熱湯をかけると、水道管や蛇口が破裂するおそれがあります。

### 【水道管が破裂したら】

メーターボックス内のバルブで水を止めて、修理を依頼してください。

修理は町の指定給水装置工事業者に依頼してください。折り込みしている行事予定表のうら面に掲載しています。



## ◆ ゼロカーボンシティ新宮 ◆

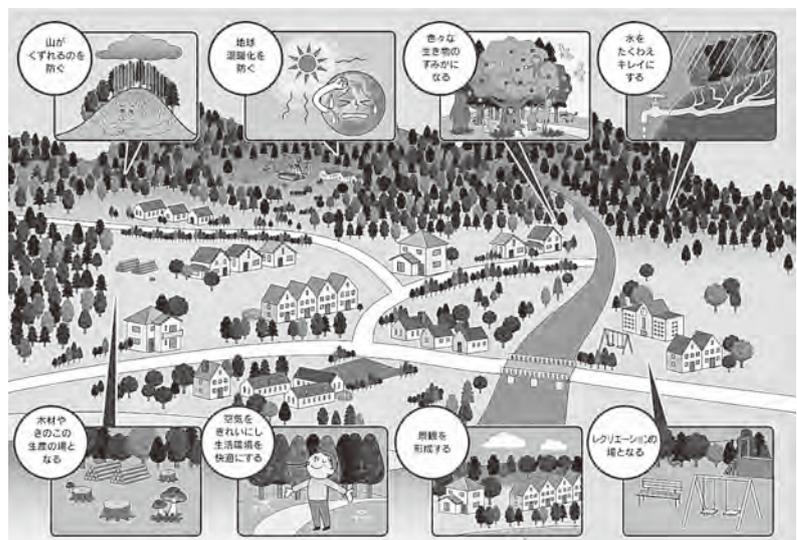
排出された二酸化炭素を減らす森林のはたらき

森林は、光合成をすることで地球温暖化の原因となる二酸化炭素を吸収し、わたしたちの呼吸に必要な酸素を作っています。そのほかにも土に水を蓄え、きれいにしたり、山がくずれのを防いだりするなどさまざまな働きがあるため、その働きを守っていく必要があります。

森林には、まわりの木から落ちた種などが育ってできた「天然林」と、人の手で苗木を植え育ててできた「人工林」があります。福岡県の森林に占める人工林の割合は64%であり、全国平均の46%より高くなっています。

人工林は間伐など人の手が入らないと森林の中に光が差しこまず、森林が荒廃していきます。林業は、育てた森林を次の世代につないでいく大切な仕事で、森林が荒廃しないように森林のはたらきを守っています。

【参考：福岡県地球温暖化対策ワークブック】



問い合わせ先 役場環境課 ☎963-1732（直）

## 令和6年4月から公費医療(子ども医療・ひとり親医療)を拡充します

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直)

全ての子どもが家庭環境に左右されず安心して医療を受けられるように、新宮町では、子ども医療の助成を高校生世代まで拡大し、ひとり親医療と併せて令和6年4月1日(月)診療分から助成額を拡充します。

子ども医療について、現在の高校1・2年生世代は、申請が必要になります。申請を終えた新対象者と4月1日時点での子ども医療・ひとり親医療の受給者(子)には、3月下旬に新しい医療証が届きます。

※ひとり親医療と子ども医療の助成額が同額になりますが、ひとり親医療をお持ちの人(子)は子ども医療には移行しません。

※対象者(子ども医療・ひとり親医療)について、高校生世代は学生でない人も対象になります。

### 子ども医療費支給制度

【新制度助成開始日】 令和6年4月1日(月)

【対象】 0歳～高校生世代(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)

#### 【手続きが必要な人】

・対象 現在高校1・2年生世代(平成18年4月2日～平成20年4月1日生まれ)

・申請期間 令和6年2月末ごろまで(案内通知および申請書は、令和6年1月下旬ごろに送付します)

※郵送での手続きになります。

### ひとり親医療費支給制度(子)

【新制度助成開始日】 令和6年4月1日(月)

【対象】 小学1年生～高校生世代(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)

※手続きの必要はありません。

### 子ども医療改正内容

#### 自己負担額(1医療機関ごと)

	現行		改正後	
	入院	通院	入院	通院
0歳以上 就学前	0円	0円	0円	0円
小学生	500円/日 (月7日限度)	1,200円/月 (上限)	0円	500円/月 (上限)
中学生	500円/日 (月7日限度)	1,600円/月 (上限)	0円	500円/月 (上限)
高校生 世代	制度なし	制度なし	0円	500円/月 (上限)

### ひとり親医療改正内容(子)

#### 自己負担額(1医療機関ごと)

	現行		改正後	
	入院	通院	入院	通院
小学生	500円/日 (月7日限度)	800円/月 (上限)	0円	500円/月 (上限)
中学生	500円/日 (月7日限度)	800円/月 (上限)	0円	500円/月 (上限)
高校生 世代	500円/日 (月7日限度)	800円/月 (上限)	0円	500円/月 (上限)

※親の助成額は現行のままです。

## 土曜物づくり講座「そばうちチャレンジ」参加者募集

問い合わせ先 そびあしんぐう社会教育課 ☎962-5111(直)

そばうちに挑戦しませんか。初めての人も大歓迎です。

【日時】 1月27日(土)午前10時～午後1時

【場所】 シーオーレ新宮栄養指導室

【対象】 町内在住の人(小学生以下は保護者同伴)

【材料費】 1,000円

【講師】 玄海そば塾

【定員】 15組(先着順)

【託児】 あり※1月19日(金)までに要予約

【必要なもの】 エプロン、三角巾、手拭きタオル、持ち帰り用容器(大きめのもの)

【申込開始日】 1月5日(金)

【申込方法】 窓口または電話

【申込先】 そびあしんぐう社会教育課

## マイナンバーカードの 出張申請受付を行います

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直)

乳幼児健診に併せて出張申請受付を行いますので、この機会にマイナンバーカードを申請してみませんか。顔写真も無料で撮影します。申請を希望する人は、直接会場でお申し出ください。

【日時】 1月24日(水)午後1時～3時30分

【場所】 シーオーレ新宮1階和室付近

【郵送でマイナンバーカードを受け取る場合に必要なもの】

- 通知カードまたは個人番号通知書
- 住民基本台帳カード(持っている人)
- 運転免許証、パスポートなど顔写真付きの本人確認書類(お持ちでない場合は、健康保険証、子ども医療証などの各種医療証、通帳などから2点)
- 申請者本人が15歳未満の場合は、法定代理人(親権者)の運転免許証、マイナンバーカードなど顔写真付きの本人確認書類

※上記のものがない場合、マイナンバーカードは役場での受け取りになります。



## 日曜日にもマイナンバーカードの 臨時窓口を開設します

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直)

カードの受け取りや申請、電子証明書の更新ができる臨時開庁日をぜひご利用ください。人数に限りがあるため、必ず電話予約して来庁してください。

【日時】 1月14日(日)

午前9時～11時30分

【場所】 役場住民課



## 特定健診を個別で受診できます

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直)

令和6年2月29日(木)まで、県内の指定医療機関で特定健康診査が受診できます。受診する場合は、各医療機関に直接電話で予約してください。

特定健康診査の目的のひとつに「生活習慣病を早期に発見し重症化を防ぐこと」があります。病気の早期発見だけでなく、生活習慣を見直すことで医療費の削減や健康な生活につながります。積極的に受診しましょう。

【受診当日に必要なもの】

- ・新宮町国民健康保険証
- ・特定健康診査受診券
- ・健診料金500円

【新宮町内の指定医療機関(50音順)】

相島診療所	☎962-4361
江口内科クリニック	☎963-5080
加野病院	☎962-2111
川崎内科医院	☎962-1931
新宮クリニック	☎962-2233
新宮整形外科医院	☎962-2281
じんばやし整形外科 リウマチ科医院	☎962-0200
竹村医院	☎962-0846
千鳥橋病院附属たちばな診療所	☎962-5211
成松循環器科医院	☎962-0022
原外科医院	☎962-0704
ひぐち内科クリニック	☎963-2800
やまだ消化器科内科クリニック	☎941-2225

※町外の医療機関は問い合わせください。

## 国民健康保険と後期高齢者医療の確定申告用納付証明

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直)

新宮町国民健康保険税および福岡県後期高齢者医療保険料の納付証明は、1月25日(木)ごろに圧着がきで発送します。令和5年度確定申告で使用できる令和5年1月から令和5年12月中に支払った金額の証明です。

町が送付する対象は、普通徴収(口座振替もしくは

は納付書振込)の人です。国保は納税義務者(世帯主)に、後期は被保険者ごとに送付します。特別徴収(年金から徴収)の人は、日本年金機構から送付される源泉徴収票に納付額が記載されています。

なお、個人情報保護のため、電話での納付金額の回答は行いません。

## 産前産後期間の国民健康保険税が減額されます

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直)

出産予定または出産した国民健康保険被保険者が、その年度に納める国民健康保険税の所得割と均等割額のうち、出産予定月(または出産月)の前月から出産予定月(または出産月)の翌々月までの4か月(以下「産前産後期間」という)相当分が減額されます。

※産前産後期間の保険税が0円になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月(または出産月)の3か月前から6か月相当分が減額されます。

令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付となります。

**【対象】** 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者

※妊娠12週(85日)以上の出産が対象です(死産、流産、早産および人工中絶の場合も含まれます)。

**【申請受付期間】**

出産予定日の6か月前から

※出産後の届出も可能です。

**【必要な書類】**

- ・顔写真付きの本人確認書類
- ・国民健康保険証
- ・母子健康手帳(出産後に届出を行う場合は、親子関係を明らかにする書類)

### 【色のついた部分が減額される期間】

	3か月前	2か月前	1か月前	出産予定月	1か月後	2か月後	3か月後
単胎の人							
多胎の人							

## 町地域子育て支援センター かんがるーひろば



予約・問い合わせ先  
町地域子育て支援センター  
☎963-0134(直)



0～3歳の親子が遊ぶひろばです。子育て中の親子がつどい、交流や情報交換をしています。離乳食やイヤイヤ期など子育ての相談も行っています。

### 1月のイベント

○印のイベントは1月5日(金)から予約できます。その他は直接お越しください。

内容	日時
赤ちゃんおはなし会	5日(金)午前11時～11時20分
誕生会	12日(金)午前10時～10時20分
1歳児クラブ	16日(火)午前10時～11時
○親子リトミック①(0歳～1歳半)	18日(木)午前10時～10時30分
○親子リトミック②(1歳半～3歳)	18日(木)午前10時45分～11時30分
0歳児クラブ	19日(金)午前10時～11時
○ベビーマッサージ	26日(金)午前10時～11時
2・3歳児クラブ(風船で遊ぼう)	30日(火)午前10時～10時30分

### 日時

毎週火曜日～土曜日(祝休日休み)

午前9時30分～午後3時30分

場所 町福祉センター本館3階

### 出張ひろば

毎週月曜日に親子で遊べます。

### 時間

午前9時30分～午後2時30分

場所 ふれあい交流館交流室

1月4日(木)まではお休みです。

## 子育て相談

### ●ハロー！ベビークラス（体験会）●

産まれてくる赤ちゃんのために準備をしますか。妊娠中や産後の過ごし方、赤ちゃんとの関わり方などについて一緒に学びましょう。

**日時** 1月28日（日）午前10時～正午

**対象** 町内在住でパパ・ママとなる人

※1人での参加・子連れ可。

**内容** ○助産師による講話（妊娠中・産後の過ごし方、パパの関わりなどについてなど）

○赤ちゃんお風呂入れ体験、パパ妊婦体験、抱っこ体験

**定員** 12組程度（先着順）

**必要なもの** 母子健康手帳、筆記用具

### ●ここにここ相談室●

子育ての悩み、ゆっくり相談してみませんか。臨床心理士が対応します。

**日時** 1月23日（火）

①午前9時～9時50分

②午前10時～10時50分

③午前11時～11時50分

**対象** 町内在住の妊婦、乳幼児の保護者

**定員** 各時間帯1組ずつ（先着順）

**託児** 無料（要予約）

～毎月開催中～

- ・離乳食教室
  - ・育児相談
  - ・ほのぼのRoom（産前・産後サポート事業）
- ※広報1月号行事予定表、ホームページ、ぐーまっち！にてご確認ください。

※各教室の予約は『ぐーまっち！』にて教室の1か月前～3日前まで可能です。

（各種予約を行う際には、メールアドレスによるアカウント作成が必要です）

新宮町こどもみらい  
サポートアプリ  
『ぐーまっち！』



▲ App Store ▲ Google Play

**各参加費** 無料

**各場所** シーオーレ新宮

**各申込方法** ぐーまっち！

**問い合わせ先**

しんぐう子育てサポートセンター

☎963-2995（直）



## 令和6年度学童保育所入所児童募集

問い合わせ先 役場学校教育課 ☎963-1739（直）  
（株）テノ・コーポレーション ☎263-3580

### 【対象】

①または②に該当する児童で、保護者が就労、求職、出産、療養疾病、介護など学童保育所を利用する理由がある人

①令和6年度に町立小学校に在籍する児童

②新宮町立小学校以外に在籍し、健全育成上、町長が入所を必要と認める児童

### 【保育期間】

4月1日（月）～令和7年3月31日（月）

### 【申込書類配布場所】

○新宮町役場学校教育課

○各学童保育所

※町ホームページからもダウンロードできます。

### 【必要なもの】

○入所申込書（申込児童1人につき1枚）

○保護者の就労、求職、出産、療養疾病、介護などを証明する書類

○認印（訂正時に必要なため）

【提出場所】 各学童保育所（小学校敷地内）

※郵送では受け付けできません。

### 【提出期間】

1月11日（木）～20日（土）

### 【受付時間】

○月曜日～金曜日の正午～午後1時、  
午後5時15分～6時30分

○土曜日の午前10時～正午、午後1時～5時

※日曜日を除きます。時間外は受け付けできません。

※役場やシーオーレ新宮には、提出しないようお願いいたします。

学童保育所	定員
立花小学校学童保育所 ☎963-0450	40人
新宮小学校学童保育所 ☎962-4139	180人
新宮東小学校学童保育所 ☎963-1131	130人
新宮北小学校学童保育所 ☎963-1712	220人

### 町立幼稚園に遊びに来ませんか

問い合わせ先 役場学校教育課 ☎963-1739(直) ・新宮幼稚園 ☎962-1275 ・立花幼稚園 ☎962-0808

新宮町立幼稚園では、未就園児を対象に幼稚園を開放しています。異年齢交流やいろいろな遊び体験を試してみませんか。「幼稚園はたのしい!また行きたいな!」と感じてもらえると嬉しいです。風邪症状など、体調不良時の参加はご遠慮ください。

	新宮幼稚園「まつぼっくり広場」	立花幼稚園「たけのこクラブ」
対象	町内在住の未就園児と保護者	町内在住の満2歳以上のお子さんと保護者
日時	1月10日(水)、2月8日(木)、20日(火)、3月19日(火) 午前9時30分～11時	毎月第2水曜日 ※1月は第3水曜日 午前9時30分～11時
内容 (写真は10月開催時の様子)	園庭・プレイルームの開放 保育室の見学 	1月17日(水) 製作あそび・運動遊びをしよう! 2月14日(水) 年少保育室や遊戯室で遊ぼう! 
必要なもの	室内履き、帽子、水筒(必要に応じて)	
申込	不要(当日園玄関にて受付)	必要(電話で事前申込)
問い合わせ先	☎962-1275	☎962-0808

### 固定資産税(償却資産)の申告をお忘れなく

問い合わせ先 役場税務課 ☎963-1731(直)

償却資産とは製造業、飲食店、不動産賃貸業などを営む法人や個人事業主が、事業のために用いる構築物・機械・工具・器具・備品などのことをいいます。土地や家屋とは異なり登記制度がないため、所有者は毎年1月1日現在に所有している償却資産について、1月31日までに申告する必要があります。昨年度申告をした人には、12月中旬に申告書を送付しています。また、町ホームページにも掲載しています。詳しくは問い合わせください。

### 令和6年新宮町消防団・粕屋北部消防本部合同消防出初式

問い合わせ先 役場地域協働課 ☎963-1734(直)

新年の恒例行事である消防出初式を、粕屋北部消防本部と合同で開催します。

町消防団や粕屋北部消防本部による一斉放水や、相島少年消防クラブによる軽可搬ポンプ操法などを行う予定です。

【日時】 1月7日(日) 午前9時30分～

【場所】 新宮ふれあいの丘公園駐車場

※雨天時は新宮東中学校体育館

## 第40回新宮町マラソン大会・第23回ジュニア駅伝大会参加者募集

問い合わせ先 町スポーツ協会 ☎962-3262(直) (月・水・金曜日の午前中) そびあしんぐう社会教育課 ☎962-5111(直)

マラソン大会の参加者とジュニア駅伝の参加チームを募集します。

【日程】 2月18日(日) ※小雨決行

【受付】 午前8時30分～各種目出走10分前

【場所】 杜の宮グラウンド周回コース

【競技種目および出走予定時刻】

〈9:30 1.5kmコース〉

親子ペアの部

小学生1・2年生と親のペアチームで事前申告タイムとの差の多少で順位を決めるレースで、タイムレースではありません。

〈9:45 2kmコース〉

小学生男子の部(3年生以上)

〈10:15 2kmコース〉

小学生女子の部(3年生以上)

〈10:30 2kmコース〉

中学生女子の部

〈10:45 2kmコース〉

健康マラソンの部(高校生以上)

〈11:00 4kmコース〉

中学生男子の部

〈11:20 4kmコース〉

一般の部(高校生以上)

〈11:45 ジュニア駅伝〉

小学生3年～6年生 5人編成

第1走のみ2km、第2～5走は1.5km

※出走時刻やコース・距離は変更になる場合があります。

【参加費】 無料

【申込締切日時】 2月5日(月)午後5時

【申込方法】 電話またはWEB



▲マラソン大会  
申込フォーム



▲ジュニア駅伝  
申込フォーム

【申込先】 町スポーツ協会

そびあしんぐう社会教育課

## 新型コロナワクチン接種についてのお知らせです

問い合わせ先 新宮町コロナワクチン接種専用ダイヤル ☎710-8306

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

現在、新型コロナワクチン接種を全年齢(生後6か月以上)の人を対象に行っています。

自己負担なし(無料)で接種できるのは3月31日(日)までです(町内の医療機関では3月30日(土)までです)。

未使用の接種券を持っている人には送付していません。

生後6か月から4歳までの人と1月から3月までに5歳の誕生日を迎える人は、希望者のみに接種券を送付しています。接種を希望する場合は乳幼児接種券申請フォームまたは新宮町コロナワクチン接種専用ダイヤルに連絡ください。

※1月以降は接種希望者数が少なくなることが予想されるため、接種日や接種可能な医療機関が限られます。接種を希望する人は、インター

ネットまたは新宮町コロナワクチン接種専用ダイヤルでご予約ください。

【転入者について】

新宮町に転入した人で接種を希望する人は、新宮町コロナワクチン専用ダイヤルに連絡してください。

転入前の接種履歴が確認できない場合、接種履歴(接種済証や接種記録証)をメール(vaccine@town.shingu.fukuoka.jp)または郵送で送付していただく場合があります。



▲コロナワクチン  
総合案内



▲再発行申請  
フォーム



▲乳幼児接種券  
申請フォーム

## 町有地を売却します

問い合わせ先 役場総務課 ☎963-1730(直)

町有地を公募により売却します。購入を希望する人は、参加申込書などの提出が必要です。詳しくは、町ホームページの「公募売却要項」をご覧ください。

【場所(面積)】 緑ヶ浜二丁目1592番424  
(3,475.00㎡)

【地目】 宅地

【用途地域】 第1種住居地域

【最低応募価格】 2億2,426万1,700円

【公募の参加資格】

- 土地の購入に必要な資力を有していること
- 破産者で復権を得ない者でないこと
- 暴力団、その構成員、それらと密接な関係を有する者でないこと
- 地方税などを滞納していないこと

【入札条件】 戸建住宅の建築を目的とした土地利用のみができること など

【申込期間】 1月5日(金)～19日(金)  
午前9時～午後5時

【申込方法】 申込書を窓口にて持参

【入札の日時】 2月9日(金)午後2時～

【入札場所】 役場2階第2会議室

【申込先】 役場総務課

## 新宮町立地適正化計画に係る

### パブリックコメントを実施しました

問い合わせ先 役場都市整備課 ☎963-1735(直)

新宮町立地適正化計画に係るパブリックコメントにおいては、1人から意見をいただきました。

なお、パブリックコメントにおける意見の内容および回答は、町ホームページで公表しています。

## 第2次新宮町環境基本計画(素案)の

### パブリックコメントを実施します

問い合わせ先 役場環境課 ☎962-1732(直)

町の環境分野の指針として「第2次新宮町環境基本計画」の素案を作成しました。この計画に対する意見を募集します。

【閲覧・意見書提出期間】

1月4日(木)～2月2日(金)

【閲覧場所】

新宮町役場1階環境課、町ホームページ

※環境課での閲覧・意見の提出時間は、祝日を除く月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時です。

【意見書の提出ができる人】

- ①本町に住所を有する人
- ②本町に事務所または事業所を有する人
- ③本町に所在する事務所または事業所に勤務する人
- ④本町に所在する学校に在学する人
- ⑤パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する人

【意見書提出方法】

- ①郵送 〒811-0192 新宮町緑ヶ浜1-1-1  
新宮町役場環境課
- ②FAX 962-0725
- ③電子メール kankyo@town.shingu.fukuoka.jp
- ④窓口 役場1階環境課

【注意事項】

- ①意見者の住所、氏名(団体の場合は団体名、所在地、代表者名)、連絡先、意見の内容は記載必須です。
- ②電話や窓口での口頭による意見は受け付けません。
- ③計画と無関係の意見や異なる苦情、他者を誹謗中傷する内容を含む意見は、提出意見として取り扱いません。
- ④意見書に対する町の考え方などは、後日町ホームページで公表します。個別の対応および回答は行いません。

## 心配ごと・福祉なんでも相談

みなさんの身のまわりに起こっている苦情や心配ごとなど、気軽に相談してください。相談は無料で、秘密は固く守ります。

日時 1月9日(火)午前10時～午後3時

※1人当たり30分

場所 町福祉センター

相談員 人権擁護委員、行政相談委員  
社会福祉協議会職員

内容 生活・家庭不和・結婚・近隣の問題、行政に対する苦情、高齢者や家族の悩み、福祉サービスの利用や金銭管理の不安、生きがい活動などの相談

※予約は不要です。会場に午後2時30分までにお越しください。

問い合わせ先 町社会福祉協議会  
☎963-0921(直)



**不登校・ひきこもりでお悩みの人へ**

学校への行きしぶり、不登校やひきこもりに悩む本人や家族、関心のある人を対象に次のような取り組みを行っています。

**○ほっこりおはなし会 (予約不要)**

同じ立場だからこそ話せる悩みや思いを語り合ってみませんか。

**日時** 毎月第4水曜日の午後1時～3時  
(時間中はいつでもどうぞ)

**場所** 町福祉センター3階

**参加費** 無料

**○ほっこり相談室 (要予約)**

心理カウンセラーの大森幸子さんとのプチ相談会です。「大きなお悩み・ちょっとしたこと・日々抱えている不安や疑問」どんなことでもOKです。

**内容** 対面、LINEの通話やチャットによる個別相談(1時間程度)

**費用** 無料(初回相談に限ります)

**お外であそぼ!**

新聞紙や段ボールを使って自由に遊んだり、芝生の上でゴロゴロするなど、そこにある物を使って自分のペースで遊べる場所です。開催時には公園入り口に黄色の旗を出しています。

**日時** 1月16日(火)の午前10時～正午

**場所** 人丸公園

**対象** 誰でも(小学生や園児は大人と一緒に来てください)

**参加費** 無料



※その他の情報はホームページに掲載しています。



▲ホームページはこちら

**各申込・問い合わせ先**

町社会福祉協議会 ☎963-0921 (直)

**生け垣づくり奨励事業補助金を活用しませんか**

問い合わせ先 役場都市整備課 ☎963-1735 (直)

町では「環境を活かし次世代へつなぐまちづくり」を進めるため、生け垣づくりを奨励しています。条件を満たした生け垣を設置する場合、町が費用の一部を補助します。これから新たに生け垣を作ることや、今ある生け垣を作り直すことを考えている人は、この制度をご活用ください。詳細は必ず工事着工前に問い合わせください。

**【対象】**

- ・新宮町内の住宅や事業所の敷地内
- ・公衆用道路から見え、かつ、道路境界より6m以内の範囲に設置される生け垣
- ・延長5m以上設置

**【補助金額の計算方法】**

補助金額 = ①補助単価 × ②補助対象延長 (補助金の限度額10万円)

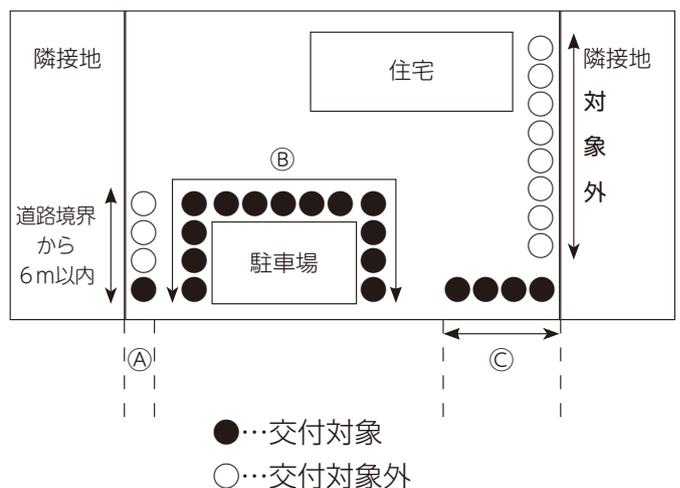
**①補助単価**

- ・住宅の場合 工事費1m当たりの単価 × 3分の2 (単価の限度額3,000円)
- ・住宅以外の場合 工事費1m当たりの単価 × 2分の1 (単価の限度額3,000円)

※塀や植栽の撤去費などは含みません。

**②補助対象延長**

- ・公衆用道路から見え、かつ、道路境界から6m以内の範囲に設置される生け垣でその延長線が5m以上のもの



※①+②+③が5m以上であれば対象

※隣接地に面して設置される生け垣は対象外